

## 資料 1 - 4

# 通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所における 事業所規模による区分の確認について

通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成 12 年通老企第 36 号）において具体的な取扱いについて示されているところですが、各事業所において事業所規模を確認するための参考様式を作成しましたので、下記事項に留意の上、ご活用ください。

### 記

#### 1 事業所規模の確認

- (1) 毎年3月31日時点において事業を実施しており、4月以降も引き続き事業を実施する事業者については、別添様式を参考に次年度（4月以降）の事業所規模の確認を行ってください。
- (2) 前年度実績（3月を除く）が6月以上で、前年度から定員を概ね 25%以上変更して事業を実施しようとする事業者については、年度が変わる際に定員を 25%以上変更する場合のみ、別添の様式の「2」の算出方法により確認します。
  - ※ 「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A問 24（厚生労働省 老健局老人保健課平成 20 年4月 21 日付け事務連絡）」
- (3) 事業所規模の確認を行った結果、事業所規模の区分が変更となる場合には、下記の書類を提出する必要があります。

#### 2 事業所規模の区分が変更となる場合の届出

##### (1) 提出書類

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-1）

イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1）

ウ 事業所規模算出の計算書類（参考様式等）

※ 参考様式は、<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyousyokibokubunn.html> を参照願います。

※ 事業所規模の変更とともに定員の変更等が生じる場合は、別途変更届の提出が必要です。

##### (2) 提出期限

毎年3月15日まで

##### (3) 提出先

札幌市役所 介護保険課 事業指導係

（連絡先 電話：011-211-2972 FAX：011-218-5117）

事業所規模区分の取扱いについては、今後変更となる可能性があります。  
変更となる場合は、札幌市ホームページ等で随時お知らせいたします。

# 平成27年度用 事業所規模区分確認表（通所介護編）

事業所番号	
事業所名称	

1. 平成26年度の事業実績が6月以上ある事業所(平成26年10月1日以前に事業を開始した事業所)は、以下の計算表により算出してください。

●平均利用延べ人員数確認表

\*介護予防通所介護の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、介護予防も合算した人数（介護予防は利用時間に応じて区分する。）

人 数	区分 年月	平成 26 年						平成 27 年			計	計算上 の補正	補正後の 利用人数			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月	3月
	3時間以上5時間未満 (含2時間～3時間)													0	× 1/2	0
	5時間以上7時間未満													0	× 3/4	0
	7時間以上9時間未満													0		0
	介護予防を下記の方法で 算出する場合													0		0
											合計 (a)		0			
											営業月数 (b)					
											月平均利用延べ人数 (c) = (a) ÷ (b)					

↑  
**注意：**介護予防通所介護の利用者の計算に当たっては、同時にサービス提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加える方法でも構わない。（ただし、この方法により算出する場合、利用時間区分の欄には通所介護のみ的人数を記入すること。）  
(例) 午前5人、午後6人の利用がある場合には、当該日の利用者数は「6人」となる。

※ **正月等以外は、毎日営業している事業所**は上記で算出した (c) に7分の6を乗じて得た数を月平均利用延べ人数とする。

◎該当事業所のみ記入    (c)  × 6/7 = (c')

2. 平成26年度の事業実績が6月に満たない事業所(新規又は再開の場合を含む。)又は、26年度から定員を概ね25%以上変更(年度が変わる際に限る。)して事業を実施しようとしている事業所は、便宜上、定員の90%に月平均の営業日数を乗じて得た数で判断する。

なお、運営規定上のサービス提供時間の区分に応じて、定員に3時間以上5時間未満は2分の1、5時間以上7時間未満は4分の3、7時間以上9時間未満は1を乗じてください。

●平均利用延べ人数見込み数推計

計算方法：(運営規程の定員) × (サービス提供時間の区分) × 90% × (月平均の営業日数) (c)

$$\boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}} \times 0.9 \times \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{00}} \text{ (人)}$$

※ 但し、**正月等以外は、毎日営業している事業所**は上記で算出した (c) に7分の6を乗じて得た数を月平均利用延べ人数とする。

◎該当事業所のみ記入     × 6/7 = (c')

※ 端数処理については、計算の途中では行わずに、**月平均利用延べ人数 (c)** を算出した段階で少数点以下を切り捨ててください。

●算定区分

(c) もしくは (c') ≤ 300	→ 小規模型事業所
300 < (c) or (c') ≤ 750	→ 通常規模型事業所
750 < (c) or (c') ≤ 900	→ 大規模型事業所 (I)
900 < (c) もしくは (c')	→ 大規模型事業所 (II)

# 平成27年度用 事業所規模区分確認表（通所リハビリテーション編）

事業所番号	
事業所名称	

1. 平成26年度の事業実績が6月以上ある事業所（平成26年10月1日以前に事業を開始した事業所）は、以下の計算表により算出してください。

●平均利用延べ人員数確認表

\*介護予防通リハの指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、介護予防も含めた人数（介護予防は利用時間に応じて区分する。）

区分	年月	平成 26 年									平成 27 年			計	計算上の補正	補正後の利用人数	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
人数	1時間以上2時間未満														0	× 1/4	0
	2時間以上3時間未満														0	× 1/2	0
	3時間以上4時間未満														0	× 3/4	0
	4時間以上6時間未満														0		0
	介護予防を下記の方法で算出する場合														0		0
															合計 (a)		0
															営業月数 (b)		
															月平均利用延べ人数 (c) = (a) ÷ (b)		

**注意：**介護予防通リハの利用者の計算に当たっては、同時にサービス提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加える方法でも構わない。（ただし、この方法により算出する場合、利用時間区分の欄には通リハのみ的人数を記入すること。）  
 (例) 午前5人、午後6人の利用がある場合には、当該日の利用者数は「6人」となる。

※ 正月等以外は、毎日営業している事業所は上記で算出した (c) に7分の6を乗じて得た数を月平均利用延べ人数とする。

◎該当事業所のみ記入      (c)  × 6/7 = (c')

2. 平成26年度の事業実績が6月に満たない事業所（新規又は再開の場合を含む。）又は、26年度から定員を概ね25%以上変更（年度が変わる際に限る。）して事業を実施しようとしている事業所は、便宜上、定員の90%に月平均の営業日数を乗じて得た数で判断する。

なお、運営規定上のサービス提供時間の区分に応じて、定員に1時間以上2時間未満は4分の1、3時間以上4時間未満（含2時間以上3時間未満）は2分の1、4時間以上6時間未満は4分の3、6時間以上8時間未満は1を乗じてください。

●平均利用延べ人数見込み数推計

計算方法：(運営規程の定員) × (サービス提供時間の区分) × 90% × (月平均の営業日数) (c)

×  × 0.9 ×  =  (人)

※ 但し、正月等以外は、毎日営業している事業所は上記で算出した (c) に7分の6を乗じて得た数を月平均利用延べ人数とする。

◎該当事業所のみ記入       × 6/7 = (c')

●算定区分

(c) もしくは (c') ≤ 750	→ 通常規模の事業所
750 < (c) or (c') ≤ 900	→ 大規模の事業所 (I)
900 < (c) もしくは (c')	→ 大規模の事業所 (II)

※ 端数処理については、計算の途中では行わずに、月平均利用延べ人数 (c) を算出した段階で少数点以下を切り捨ててください。